

「石綿飛散防止対策の更なる強化について（中間報告）（案）」 に対する意見の募集について



中央環境審議会大気環境部会石綿飛散防止専門委員会は、近年、石綿除去作業場の集じん・排気装置の排気口等から石綿が飛散する事例及び建築材料の石綿使用の有無に関する事前調査が不十分である事例が確認されていることや、大気汚染防止法（以下、大防法）の施行上の課題等を踏まえ、改正が必要な事項を含めた取り組むべき事項について、中間報告（案）を取りまとめ、平成 24 年 12 月 12 日から 25 年 1 月 10 日まで意見募集を実施しました。

その主な概要は以下の通りです。

1) 事前調査の義務付け

① 事前調査の実施主体の検討

ア. 現行の大防法において、解体工事における石綿の飛散防止に係る義務を負う者が
施工業者となっていますが、発注者、もしくは専門知識を有する建設業者に課す

イ. 事前調査を義務付ける対象建築物の範囲として、該当しない工事にも一律に事前調査
義務を課すのは不適切

② 事前調査の信頼性の確保として適正な調査を実施できる調査機関の登録制度の設置

2) 特定粉じん排出等作業の実施の届出の主体の変更

① 届出の義務者を施行業者から発注者への変更

3) 立入権限の強化

① 立入検査の現場で速やかに判断可能な技能を有する人材の育成

② 迅速な測定方法の活用

③ 特定粉じん排出等の一時停止の措置の検討

4) 大気濃度測定の義務付け

① 解体等に伴う特定粉じんの排出等作業の規制における大気汚染濃度測定を義務付け

② 作業期間中に敷地境界等における大気濃度測定の実施

5) 大気濃度測定に係る評価基準及び測定方法

① 解体作業等における敷地境界等の基準の設定

② 大気濃度の測定には、速やかで精度の高い結果が得られる方法（公定法）の検討

6) 特定建築材料以外の石綿含有建材（レベル 3）を除去するに当たっての石綿飛散防止対策

7) その他（罰則、各制度間の連携、完了検査、情報開示）

当社は、石綿分析に係るクロスチェック事業（日本作業環境測定協会）で空気、建材製品ともに A ラ
ンクの評価を取得しております。ご相談事等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2012 年 12 月 12 日付 環境省報道発表資料

化学分析箇所 守屋貴志